

## 住みやすさ指標について

平成 28 年の策定以降、3 回のアンケート調査を実施してきましたが、策定からおよそ 10 年が経過する中で、策定の主旨を踏まえ、より効果的、効率的な運用に向けて検討を行います。

### 1 住みやすさ指標の概要

#### (1) 策定主旨

「住みやすさ日本一が実感できるまち守山」を目指し、市民と行政が目指すまちづくりの方向性を明確にするために平成 28 年度に策定された指標であり、客観的なデータではなく、「住み心地」や「幸せ感」など、市民の内面にスポットを当て、住みやすさ実感の度合いを把握し、住みやすさの向上に必要な取組を実施するために策定されたもの。

#### (2) 位置づけ

守山市市民参加と協働のまちづくり条例（平成 22 年 3 月 23 日条例第 1 号）において、住みやすさ指標を活用し、市民参加および協働を推進すること、市民アンケートを実施し、住みやすさの実感の度合いを把握し、かつ、その結果を公表しなければならないことを規定している。

守山市市民参加と協働のまちづくり条例施行規則（平成 26 年 4 月 1 日規則第 16 号）において、指標項目、アンケート調査を概ね 2 年に 1 回実施することとしている。

#### 『条例』

第 6 条 市は、住みやすさ指標を活用し、市民参加および協働を推進するものとする。

2 市は、住みやすさ指標について、市民アンケートを実施し、住みやすさの実感の度合いを把握し、かつ、その結果を公表しなければならない。

#### 『規則』

第 14 条 条例第 2 条第 7 号に規定する規則で定めるものは、次の各号に定める項目をいう。

（1） 住み心地 健康・医療、教育・学習・子育て、環境および安全・安心

（2） 幸せ感 福祉、暮らしと働き、文化・スポーツおよびつながり

2 条例第 2 条第 7 号で定義する指標は、「もりやま“大好き”指標」という。

3 条例第 6 条第 2 項に規定する市民アンケートは、概ね 2 年に 1 回実施するものとし、当該アンケートの実施にあたっては、第 6 条および第 7 条の規定を準用する。

### (3)これまでの経過および実績

#### ア 経過

- H24 守山市市民参加と協働のまちづくり推進会議から提言  
H26 守山市住みやすさ指標研究会設置  
H28 住みやすさ指標策定、第1回アンケート実施  
H30 アンケート実施の延期※他の府内アンケートとの統合検討のため  
H31 アンケートの再度の延期※アンケート内容見直しのため  
R3 第2回アンケート実施  
R5 幸福度に取り組む全国の地方自治体からなる幸せリーグ脱退  
R6 第3回アンケート実施

#### イ 実施実績

年度	H28	R3	R6
回答数	815	917	361
回答率	40.8%	45.9%	18.0%
指標結果	6.8	7.0	7.1

## 2 住みやすさ指標の現状の運用

- ・アンケート結果を、各施策の検討に係る参考資料として府内各課にフィードバックしている。
- ・市民に対しては、市広報、HPでアンケート結果を周知している。

## 3 課題

- ・R6年度のアンケート調査では大幅に回答率が下がっている。
- ・住みやすさ指標結果がどのように施策に反映されているか把握が難しい。
- ・住みやすさ指標の具体的な活用方法が明確化されていない。
- ・市民に対しては、住みやすさ指標結果の周知に留まっている。

## 4 今後の整理、検討事項

- ・住みやすさ指標が目指すことの再確認
- ・効果的、効率的な住みやすさの把握方法（アンケート調査の実施方法、実施時期、質問項目等）
- ・アンケート調査結果、住みやすさ指標結果をしっかりと活用できる運用方法（位置づけの明確化、各課が所管する計画との関係等）
- ・住みやすさ指標結果を踏まえた市民へのアプローチ方法

## 5 今後のスケジュール

- R7年度 これまでの住みやすさ指標の運用方法について検証を行い、改善策を検討
- R8年度 今後の住みやすさ指標の運用方法を決定